

桑名市役所の開庁時間に関する規則をここに公布する。

令和 7 年 10 月 6 日

桑名市長 伊 藤 徳 宇

桑名市規則第 40 号

桑名市役所の開庁時間に関する規則

桑名市役所の開庁時間は、別に定めがあるもののほか、桑名市の休日を定める条例（平成 16 年桑名市条例第 35 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除き、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。